

大阪府豊能地区公立学校事務職員（府費負担職員）採用選考

集団討論 過去出題テーマ

令和5年度（2023年度）

○今年の夏も電力需給がひっ迫し、政府が、家庭や企業に節電を要請する夏となりました。学校でも、節電対策として冷房の使用を控えることがあります。しかし、教室内の室温が上昇し、適切な教育環境の提供が困難になることがあります。

そこで、『地球環境に配慮したうえで、適切な教育環境が整った令和の学校』を実現するにはどうすればいいか、皆さんで自由に話し合ってください。

○新型コロナウイルス感染症の流行により、マスク着用での生活が当たり前となりましたが、今年の夏には、屋外で十分に人と人の距離が取れている時などはマスクを外してもよいなど脱マスクの動きもでてきました。その中で、最近では感染症の恐れとは別に、他者に素顔を知られる事に抵抗を覚え、マスクを外せない人が若者を中心に出てきています。仮に新型コロナウイルス感染症が収束した後、直接顔を合わせて話すコミュニケーションのあり方について、皆さんで自由に話し合ってください。

○近年では、職場におけるパワーハラスメント、いわゆるパワハラが問題となっています。しかし、パワハラをした側はパワハラをしたという認識はなく、ただ指導をした結果パワハラだと言われてしまったというケースが少なくありません。このような指導する側、される側で起こる認識のギャップはどのようにして埋めていけばいいでしょうか。皆さんで自由に話し合ってください。

○近年、現金を使わず電子データで金銭をやり取りするキャッシュレス決済、特に電子マネーやスマートフォン決済が普及してきています。このようにキャッシュレス決済が広まることにより、今後、学校事務はどのようになっていくと思いますか。皆さんで自由に話し合ってください。

令和4年度（2022年度）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から未実施

令和3年度（2021年度）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から未実施

令和2年度（2020年度）

○その能力と適性に応じた職業に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用に向けた取り組みが推進されています。学校現場においても、障害のある教職員が働くための環境整備や同僚の教職員からの理解等が求められています。

障害のある教職員が働きやすい職場とはどのような職場であり、学校事務職員として、どのように取り組むことで働きやすい職場が実現できると思うか、具体的な方策を皆さんで協力して話し合ってください。

○A県X市立小学校事務職員であるあなたは、校内におけるスマートフォンや携帯電話の使用にあたってのルールを検討する委員会のメンバーとなりました。

検討委員会では、子どもたちや保護者に向けてわかりやすくルールの要点を示し、その定着と徹底をはかるため、まず、はじめに柱となる三つの基本ルールを策定することになりました。

検討委員会において、あなたはどのような基本ルールを提案しますか。三つの基本ルール策定に向けて、皆さんで協力し話し合ってください。

○AI（人工知能）の進化や労働人口の急激な減少もあってスーパーマーケットやコンビニ、衣料量販店などを中心にセルフレジの導入が広がり、高齢者にとっては、社会の変化に対応できず生活しにくい環境が広がっています。

また、高齢者の引き起こす交通事故が、繰り返しニュースに取り上げられ、高齢者の運転免許証の返納を推進する動きがある一方、自動車がなければ生活に支障をきたす高齢者がいることも報じられています。

こうした現状を踏まえ、高齢者にとって生活しやすい社会にするための具体的な手立てについて皆さんで協力して話し合ってください。

平成31年度（2019年度）

○パソコンのほかにもタブレット、スマートフォンの普及が進み、誰でも気軽にインターネットから欲しい情報を得たり、SNSや掲示板等を通して情報を発信したりすることができるようになりました。一方で、不確かな情報や誤った情報もインターネットにはまん延しています。このように情報があふれる社会の中で、学校では子どもたちにどのような力を育む必要があるか自由に話し合ってください。

○全国の小中学校において平成29年度（2017年度）に認知されたいじめの件数は約41万件にのぼり、過去最高を更新しました。これは、学校におけるいじめに対する認知度が向上した側面を考慮しても、なお依然として憂慮すべき水準にあります。

いじめはどの子どもにも、どこの学校においても起こりうる重大な問題です。そのた

め、学校で勤務する教職員にとっては、いじめの未然防止や早期発見・対応を図ることが重要な責務として求められています。学校事務職員としてあなたは、この問題にどのように取り組んでいこうと考えますか。これまであなたの周囲で起こった具体例等を示しながら、自由に話し合ってください。

○本年3月、スポーツ庁は中学校での適切な運動部活動の運用を目的とした「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表しました。

生徒の負傷リスクを軽減するため、学期中の部活動で週2日以上以上の休養日を設けるとともに、1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度までとし、高校の部活動にも原則適用するとなりました。

この動きは、顧問の負担軽減などを目的とした教職員の働き方改革の観点からも、全国に広がりつつあります。一方で、全国大会常連の強豪校がどのような対応をとるのか、世間の注目を集めています。また近年、日本のスポーツ界において、指導者と指導される側におけるさまざまな問題が明らかとなり、大きな話題になりました。文化部も含め、これからの部活動指導の在り方について、自由に話し合ってください。